

議案第 78 号

鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって鳥取県町村消防災害補償組合を解散し、鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以後は、鳥取県町村総合事務組合）に事務を承継することに関し協議することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 7 日

日野町長 景山 享弘

概要

提出理由

共同処理する事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村消防災害補償組合の事務を鳥取県町村職員退職手当組合（平成２９年４月１日以後は、鳥取県町村総合事務組合）に引き継ぐため。